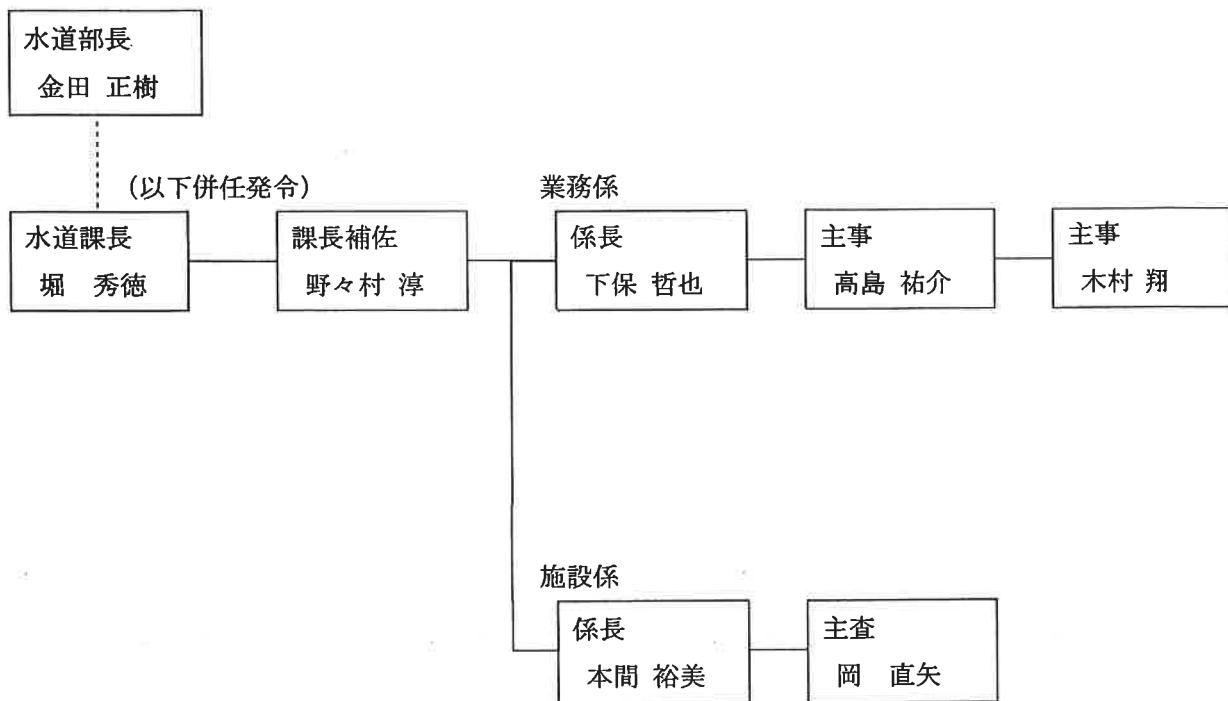


総務産業常任委員会
所管事務調査説明資料

平成31年2月
清水町 水道課

1. 水道課の組織図（町長部局・水道部局併任）



2. 水道課（町長部局）の分掌事務

業務係

- (1) 農業用水及び畠地かんがい用水施設使用料の賦課、徵収及び滞納整理に
関すること。
- (2) 家庭用浄水器に關すること。
- (3) 水道課の他の係の所掌に屬さないこと。

施設係

- (1) 水道施設及び下水道施設に關すること。
- (2) 農業用水施設及び畠地かんがい用水施設の維持管理に關すること。

3. 水道部水道課の分掌事務

業務係

- (1) 水道事業及び下水道事業の予算決算に関すること。
- (2) 職員の任免、身分、服務及び給与に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の調定、徴収及び滞納整理に関すること。
- (5) 農業用水使用料徴収の受託に関すること。
- (6) 検針業務及び料金徴収業務の委託に関すること。
- (7) 電子計算機の管理に関すること。
- (8) 固定資産台帳の記録整理に関すること。
- (9) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。
- (10) 水道使用量の検針及び認定に関すること。
- (11) 他の係の所掌に属さないこと。
- (12) 集落排水受益者分担金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。
- (13) 下水道受益者負担金の調定、徴収及び滞納整理に関すること。

施設係

- (1) 水源及び水利権に関すること。
- (2) 原水及び浄水の保全及び水質管理に関すること。
- (3) 水道施設及び下水道施設の維持管理に関すること。
- (4) 水質検査に関すること。
- (5) 水道施設の拡張及び改良の計画並びに認可申請に関すること。
- (6) 給水装置及び排水設備工事の審査及び検査に関すること。
- (7) 給水装置及び排水設備工事の指定業者に関すること。
- (8) メーターの設置及び更新並びに維持管理に関すること。
- (9) 除害施設の監視及び指導に関すること。
- (10) 下水道の計画、設計、監督に関すること。
- (11) 下水汚泥の処分及び再生利用に関すること。
- (12) その他水道及び下水道の管理に関すること。